

あきた商工会議所報デジタル情報発信サービス「とくとく情報便」運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田商工会議所（以下「商工会議所」という。）が発行する「あきた商工会議所報」（以下「所報」という。）を会員企業等に送付する際実施するデジタル情報発信サービス「とくとく情報便」について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 とくとく情報便は、所報（毎月10日発行）に会員企業の販売促進のためのチラシ等をデジタル情報にて発信することにより会員企業の発展に資することを目的とし、チラシ等およびその内容、また作成責任を有する会員企業について信用を与えるものではない。

(利用者)

第3条 とくとく情報便の利用者は、原則として商工会議所会員に限る。ただし、次の各号のすべてを満たす場合は、特例として利用を認めることができる。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関の施策普及等に係るもの
- (2) 第2条に定めるとくとく情報便の目的「会員企業の発展に資すること」に合致するもの

(遵守事項)

第4条 とくとく情報便のチラシ等の内容は、次の各号をいずれも遵守するものとし、次の各号に反すると認められる場合、会員情報便の利用は認めない。

- (1) 公序良俗に反しないこと
- (2) 関係法規に違反しないこと
- (3) 誤解を与える恐れがないこと
- (4) 他の商工会議所会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと
- (5) その他、商工会議所の事業活動上、支障の無いこと

(チラシ等の内容責任)

第5条 とくとく情報便のチラシ等の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

2 とくとく情報便に関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、とくとく情報便により生じた取引上のトラブル等について、商工会議所は一切の責任を負わない。

(利用料金)

- 第6条 とくとく情報便の利用料金は、別表第1に定める利用料と封入手数料とする。
- 2 とくとく情報便の利用希望者は、利用を希望する前月の20日まで、別に定める「運用規程の同意書及び利用申込書」(以下「利用申込書」という。)を提出し、とくとく情報便を利用した所報発行月の末日まで納入しなければならない。
 - 3 利用回数により、別表第2に定める割引率を適用する。ただし、第3条ただし書の規定により利用を認められた者についてはこの限りでない。
 - 4 割引料金の適用を受けた場合、途中で掲載回数を減らすことはできない。
 - 5 新規会員を年間10社以上獲得した保険会社を毎翌年度、共済・保険制度推進パートナーに認定する。
 - 6 前項の規定により認定された共済・保険制度推進パートナーは年1回に限り、別表1①又は②のいずれかを無料で利用することができる。

(チラシ等の仕様)

- 第7条 とくとく情報便に差込するチラシ等は、A4判サイズとし、最大A4判サイズ4枚までとする。

(納品)

- 第8条 利用申込書を提出後、遵守事項に反しないと確認された利用者は、利用を希望する前月末日まで商工会議所に発信するチラシ等のデータを納品する。

(委任)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から実施する。

附 則

第6条の改正規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

第3条および第6条の改正規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

第6条の改正規程は、2019年7月1日から施行する。

附 則

第1条、第2条、第6条、第7条、第8条、別表第1、別表第2の改正規程は、2025年10月1日から施行する。

別表第1 料金表（第6条関係）

	チラシ等のサイズ	利用料	備 考
①	A4判サイズ1枚	30,000円	◇A判以外のものは拡大又は縮小する
②	A4判サイズ2枚	50,000円	
③	A4判サイズ4枚	90,000円	

上記金額に消費税を付加する

別表第2 割引率（第6条関係）

利用回数	割引率	備 考
年6回	10%	◇6回目の利用料金から6回分の割引額を割引する
年7回以上	20%	◇7回目以降の料金を都度割引する